

平成 1 6 年度

八王子市包括外部監査報告書

**「需用費のうち消耗品費及び修繕料に関する
財務事務の執行について」**

目次

第1章 包括外部監査の概要 1

- 1. 監査の事件名 1
- 2. 包括外部監査の対象部署及び対象期間 1
- 3. 包括外部監査の実施期間 1
- 4. 包括外部監査人及び補助者 2
- 5. 利害関係 2
- 6. 包括外部監査の着眼点 2
- 7. 報告書中の資料 2

第2章 包括外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見 .. 3

- 1. 事実の概要 3
 - (1) 小中学校の需用費のうち消耗品費及び修繕料に関する財務事務の執行について . 3
 - (2) 防災課の需用費のうち消耗品費及び修繕料に関する財務事務の執行について .. 14
- 2. 実施した監査手続の概要 15
 - (1) 小中学校の需用費のうち消耗品費及び修繕料について 15
 - (2) 防災課の需用費のうち消耗品費及び修繕料について 16
- 3. 監査の結果 17
 - (1) 小中学校の需用費のうち消耗品費について 17
 - (2) 小中学校の需用費のうち修繕料について 29
- 4. 意見 39

第1章 包括外部監査の概要

1. 監査の事件名

(1) 選定した事件名

需用費のうち消耗品費及び修繕料に関する財務事務の執行について

(2) 選定理由

平成14年度には需用費として 約54億円の支出があったが、このうち約半額は教育費（主に小中学校）の支出である。需用費にはさまざまな項目があるが、中でも消耗品費として支出されるものについては、適切に執行されているか、年度末の予算消化的なものはないかといった点は気になるところである。また、修繕料については一者随意契約を含め、その執行が適切であるかどうか、あるいは工事請負費的なものはないかといった点は気になるところである。このようなことから、消耗品費及び修繕料について、監査することは有効と考えられることから、特定の事件として選定した。

2. 包括外部監査の対象部署及び対象期間

(1) 対象部署

学校教育部施設整備課、小学校、中学校及び生活安全部防災課を対象部署としている。

(2) 対象期間

原則として平成15年度、ただし関連する事項がある場合には他の年度についても対象としている。

3. 包括外部監査の実施期間

平成16年7月22日から平成17年1月12日まで

4. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人 木下 徳明

補助者 池谷 修一
田之倉 敦司
野口 昌邦
経塚 義也
比留間 郁夫
大津 大次郎
服部 誠治
村瀬 正貴
坂下 ひとみ
山田 太二郎

5. 利害関係

包括外部監査人及び同補助者は、監査対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

6. 包括外部監査の着眼点

- (1) 購入及び支払手続は条例等に準拠しているか
- (2) コスト意識をもって執行しているか
- (3) 消耗品の管理は条例等に準拠しているか
- (4) 今後検討すべき課題は何か

などに着眼して、担当部署にインタビューを実施し、財務事務手続の確認と各種管理資料を閲覧し、内容の確認を実施した。

なお、監査は原則として試査（サンプリング）により行なった。

7. 報告書中の資料

本報告書中の資料は特段の断りがない限り、市提供によるものである。また、報告書中の数値は、端数処理等の関係で総額と内訳の合計とが必ずしも一致しない場合がある。

第2章 包括外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見

1. 事実の概要

(1) 小中学校の需用費のうち消耗品費及び修繕料に関する財務事務の執行について

① 需用費の概要

(ア) 需用費の定義及び消耗品費、修繕料の内容

『八王子市予算の編成及び執行に関する規則』によれば、需用費には、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、印刷製本費等が含まれることになる。

ここで、「消耗品費」とは、「文具、印紙の類で一度の使用でその効用を失うもの及び数会計年度にわたり使用される物品で備品の程度に至らない消耗器材」とされている。

消耗品と備品の区分に関しては、法律上明確な定義は無いが、八王子市では、金額基準を設け、原則として1品あたり定価が1万円未満の物品の購入を「消耗品費」として扱い、1品あたり1万円以上の物品の購入を「備品」として扱っている。但し、1万円を超えることが想定される物品に関しても、備品扱いから除かれる品目が内規で定められており、当該分類をもとに運用が図られている。

なお、「備品」として扱われると、財務会計システムに記録することにより物品管理を行うこととなる。

また、「修繕料」とは、「備品の修繕若しくは備品又は船舶、航空機等の部分品の取替えの費用及び家屋等の小修繕で工事請負費に至らないもの」とされている。

修繕と工事の区分に関しては、実務上明確な区分基準は無いが、八王子市では、改修や新設等については、「工事請負費」として扱い、部品の交換、既存設備の復旧等については、「修繕料」として扱うことを基本としている。なお、1件の予定価格が130万円以下の工事又は修繕については、所管課において契約することができ、130万円超のものについては、財務部建築課又は道路事業部建設課に設計依頼を行い、財務部契約課による競争入札による契約手続を経ることになる。

(イ) 平成 15 年度の需用費の款別内訳

八王子市における需用費の款別年度別内訳は、(表 1) のとおりである。

需用費のうち、(款)教育費の占める割合が 46.1%と非常に大きいことが分かる。従って、監査の対象としては、需用費のうち、主として「教育費」における消耗品費及び修繕料を対象とすることとした。

また、(款)消防費に関しても、割合としては小さいが、需用費のうち消耗品費及び修繕料の金額が大きいため、対象とすることとした。

なお、(款)衛生費の占める割合も 27.9%と大きいが、昨年度の包括外部監査「委託料に関する財務事務の執行について」において、一部監査を実施していることから、今回の対象から除いている。

また、(款)総務費、(款)民生費、(款)土木費に関しても比較的大きな割合であるが、需用費のうち、消耗品費及び修繕料の占める割合が小さいため、今回の対象から除いている。

(表 1) 需用費の款別年度別内訳

(単位:千円、割合については%)

款	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 15 年度 割合
議会費	11,721	10,014	11,657	0.2
総務費	601,349	540,643	574,214	11.7
民生費	7,749,643	856,934	306,063	6.2
衛生費	1,323,956	1,214,132	1,372,322	27.9
労働費	3,987	3,083	2,307	0.1
農林業費	6,646	6,061	3,873	0.1
商工費	4,086	2,415	6,695	0.1
土木費	279,094	285,736	296,946	6.0
消防費	74,284	72,463	77,056	1.6
教育費	2,570,250	2,399,018	2,264,359	46.1
災害復旧費	-	-	1,462	0.0
合計	12,625,016	5,390,499	4,916,954	100.0

(注) (款)民生費の需用費が平成 13 年度より大幅に減少しているのは、基礎年金事務に係る国民年金印紙購入費が、国民年金保険料の収納事務を国に移管したことに伴い減少したことによる。(国民年金印紙購入費:平成 13 年度 7,331,829 千円、平成 14 年度 503,373 千円)

(ウ) 教育費における需用費の項別年度別内訳

教育費における需用費の項別年度別内訳は（表 2）のとおりである。

教育費における需用費のうち、小学校費及び中学校費の占める割合が平成 15 年度で見ると 84.3%と非常に大きいことが分かる。従って、監査の対象としては、教育費における需用費のうち、「小学校費」及び「中学校費」における消耗品費及び修繕料を対象とすることとした。

（表 2）教育費における需用費の項別年度別内訳

（単位：千円、割合については%）

項	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 15 年度 割合
教育総務費	52,366	34,427	31,190	1.4
小学校費	1,488,992	1,407,716	1,319,037	84.3
中学校費	677,990	614,553	590,075	
社会教育費	224,687	209,345	201,634	8.9
保健体育費	126,215	132,977	122,423	5.4
合計	2,570,250	2,399,018	2,264,359	100.0

なお、（表 2）のとおり、直近 3 ヶ年の推移を見ると、年々、需用費が低減していることが伺えるが、（表 3）に示したとおり、小中学校の学校数及び児童生徒数の 3 ヶ年の推移、児童生徒数一人あたり需用費及び一校あたり需用費の推移を見ると、各校における需用費自体が低減していることが伺える。

（表 3）児童・生徒数及び学校数の推移

（単位：児童・生徒数は人、学校数は校）

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
児童・生徒数	小学校	28,508	28,716	28,885
	中学校	13,636	13,289	13,205
児童生徒数一人あたり需用費		@61 千円	@57 千円	@54 千円
学校数	小学校	70	69	70
	中学校	36	36	37
一校あたり需用費		@24,248 千円	@22,848 千円	@21,162 千円

(エ) 小学校費及び中学校費における需用費の節別内訳

小学校費及び中学校費における需用費の節別内訳は（表 4）のとおりである。

いずれも学校運営費に係る需用費の割合が大きいことが分かる。なお、小学校費及び中学校費における学校運営費の細節は（表 5）に示したとおりであり、光熱水費を除けば消耗品費、修繕料の金額が大きいことが伺える。

(表 4) 小学校費及び中学校費における需用費の目別内訳

(単位:千円)

目	平成 13 年度	目	平成 14 年度	平成 15 年度
(小学校費)		(小学校費)		
学校管理費	1,151,213	学校運営費	1,269,366	1,159,656
教育振興費	184,996	学校給食費	137,231	137,426
学校保健衛生費	151,857	学校整備費	1,118	21,955
校舎建設整備費	926	-	-	-
合計	1,488,992	合計	1,407,716	1,319,037
(中学校費)		(中学校費)		
学校管理費	546,667	学校運営費	610,042	562,589
教育振興費	122,859	学校給食費	4,511	1,244
学校保健衛生費	8,464	学校整備費	-	26,242
校舎建設整備費	-	-	-	-
合計	677,990	合計	614,553	590,075

(注) 平成 14 年度より、小学校費及び中学校費の目分類が変更されている。

(表 5) 平成 15 年度の小学校費及び中学校費における学校運営費の細節別内訳

(単位:千円)

項	目	細節	平成 15 年度
小学校費	学校運営費	医薬材料費	5,015
		印刷製本費	12,972
		光熱水費	617,040
		飼料費	31
		修繕料	219,473
		消耗品費	295,743
		食糧費	63
		燃料費	9,319
		合計	1,159,656
中学校費	学校運営費	医薬材料費	3,228
		印刷製本費	7,441
		光熱水費	236,813
		飼料費	-
		修繕料	118,453
		消耗品費	188,482
		食糧費	22
		燃料費	8,150
		合計	562,589

② 予算執行手続の概要

(ア) 各学校に対する予算の配分について

予算の執行権限については、予算執行権限（何をいくつ買うのか）と、契約執行権限（いくらでどの業者から買うのか）に分かれている。

平成 15 年度から、学校長に一定額の枠の中で予算編成及び執行権限が委譲されている。

校長の予算執行権限は八王子市事務決裁規程に定める専決区分により、需用費の消耗品費・修繕料については、100 万円まで専決できる。契約執行権限については、以下の制限がある。

「八王子市立小学校及び中学校長契約事務専決規程」によれば、以下のように、契約執行権限に関しての金額的制限が定められている。

第 2 条 学校長が専決できる契約事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 1 件 10 万円以下の予定価格の物品の購入及び備品の修繕等の契約に関すること。
 - (2) 1 件 80 万円以下の予定価格の教科書又は指導等図書の購入契約に関すること。
 - (3) 1 件 30 万円以下の予定価格の物品以外の修繕契約に関すること。
- 2 前項各号に掲げる契約以外のもので、緊急等特別な理由により学校において契約することが適当であると認めた場合は、契約同時及び契約締結時に学校教育部教育総務課長に合議をして執行しなければならない。

予算は部別に決められており、部においては事業ごとに予算を設定している。「学校購入物品の整備（事業）」に含まれる需用費（消耗品費等）や、「学校営繕（事業）」に含まれる修繕料を管理しているのが施設整備課であり、施設整備課は学校教育部に所属する。

消耗品費については、消耗品のみでなく備品購入費や図書購入費等も含めた「物品の整備（事業）」により予算化されており、その予算のうち、約 85%程度に関しては、各学校にて予算編成を行わせ、予算要求に応じて配分することになる。その際、各学校の学級数の増減がある場合においては、調整が行われる。

学校側では、配分された予算を、消耗品費・備品購入費等の細節ごとに区分し、予算の執行管理をしていくことになる。

予算のうち約 15%程度に関しては、机や椅子、指導要録の印刷など、各学校固有のものではない共有物品等に使われることになり、施設整備課において執行管理されることになる。

修繕料については、各学校に配分される予算と施設整備課が管理する予算とに大きく分けられる。

各学校に配分される予算は、各学校校舎の築年数に応じて予算が決められており、具体的には、築 25 年以上が 100 万円、15～24 年が 90 万円、6～14 年が 60 万円、0～5 年が 0 円となっている。

施設整備課が管理する予算は、課の管財担当者ごとに予算が設定されており、各担当者は、数十校程度の担当学校を受け持つことになる。

なお、学校配分予算に関しては、修繕 1 件あたりの予定価格が 30 万円以内であれば、学校長決裁のもと、予算の範囲内で修繕をすることができる。

また、施設整備課予算に関しては、修繕 1 件あたりの予定価格が 130 万円以内であれば、施設整備課の契約として随意契約が可能であり、130 万円を超える場合、契約課契約として、指名競争入札によることとなる。

(イ) 消耗品費の予算執行手続

消耗品費の予算執行の流れは、大きく単価契約による手続と随意契約による手続に分けられる。

まず各学校で、必要な消耗品が、単価契約がなされているものであるか否かを物品単価表をもとに調べる。単価契約は半年毎に見直される。

単価契約がなされているものであれば、「単価契約物品購入執行伺書」及び「単価契約物品購入執行伺明細書」を作成し、学校長の決裁を得る。

施設整備課では財務会計システム上で各学校の発注データを取りまとめ、業者毎の「単価契約物品購入発注書」、「納品検収願請求書兼検査証」を発行し、週に 1 日（平成 15 年度は水曜日）各業者に発注依頼をかける。

各学校で物品の納入時に業者から「納品検収願請求書兼検査証」を受理し、「支出命令書（物品）」を作成、「納品検収願請求書兼検査証」を貼付し決裁後出納課へ提出する。

なお、単価契約は前述のように施設整備課による一括発注が原則となるが、例外的な措置として、緊急に物品が必要となった場合に限り、学校において、施設整備課を経由せず業者に直接、発注書を手渡す。

必要な消耗品が単価契約のなされていないもの場合は、随意契約として物品を購入することになる。随意契約は、1 件の予定価格が 10 万円以下のものについては学校契約、10 万円を超えるものについては教育総務課契約となる。まず、「物品購入執行伺書」及び「物品購入執行伺明細書」を作成し、学校長の決裁を得る。その後、原則として業者を 2 者以上選定し、「契約伺書」、「契約伺明細書」、「予定価格調書」を作成し、決裁を得て見積り依頼をかける。業者からの見積りの経緯を「見積合せ経過調書」に記載した上で、業者を特定

し、「契約締結伺書」、「契約締結伺明細書」を作成するとともに、特定した業者から「見積書兼請書」を提出させ、決裁を受ける。発注が済むと、「支出負担行為書（物品）」及び「支出負担行為書（物品）明細書」を作成、決裁を得る。

原則、物品の納入時に業者から「納品書兼検収願書」及び「検査証兼請求書」、又は「納品検収願請求書兼検査証」を受理する。「納品書兼検収願書」には受領印を押印の上、「支出負担行為書（物品）」等の書類に添付させ、納品された物品の検査を行い、問題なければ、「検査証兼請求書」に検査合格の旨を記載し、「支出命令書（物品）」を作成、「検査証兼請求書」又は「納品検収願請求書兼検査証」を貼付し決裁後出納課へ提出する。

（ウ）修繕料の予算執行手続

修繕の必要な個所がある場合、「執行伺書」を作成し、学校契約であれば学校長の決裁、施設整備課契約であれば同課長又は部長の決裁を得る。

その後、原則として業者を 2 者以上選定し、「契約伺書」及び「予定価格調書」を作成し、決裁を得て見積り依頼をかける。業者からの見積りの経緯を「見積合せ経過調書」に記載した上で業者を特定し、「契約締結伺書」を作成後、決裁を受ける。業者の提出した「見積書」は「契約締結伺書」等の書類に添付させる。

業者を選定すると、当該業者から「請書」及び「請書数量内訳書」を提出させ、契約内容を確認した後、「支出負担行為書」を作成後、決裁を得る。

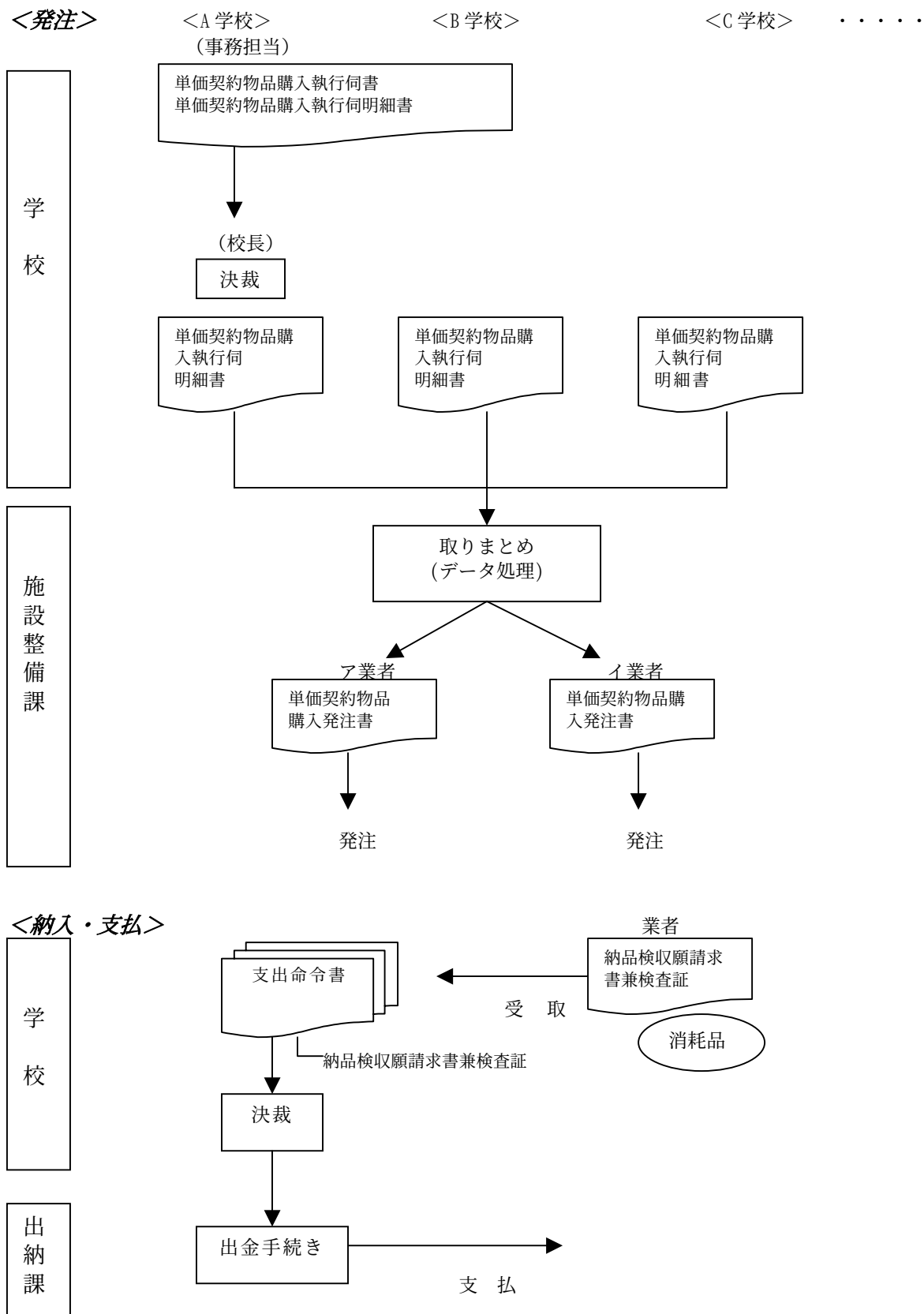
修繕の完了時に業者から「しゅん工(完了)届兼検査願」、「検査証兼復命書」及び「検査証兼請求・領収書」を受理し、検査に合格した時は、「検査証兼復命書」に検査員印及び立会員印を押印の上、「しゅん工（完了）届兼検査願」と併せて「支出負担行為書」等の書類に添付させる。その後、「支出命令書」を作成し、「検査証兼請求・領収書」を貼付し決裁後出納課へ提出する。

なお、検査願の日より 10 日以内に検査を行う。検査に合格した場合は業者より請求書を受け取り、請求日より 30 日以内を期限として、支払命令書により支払いをする。

以上の手続の流れをフローチャートに表すと、次のとおりになる。

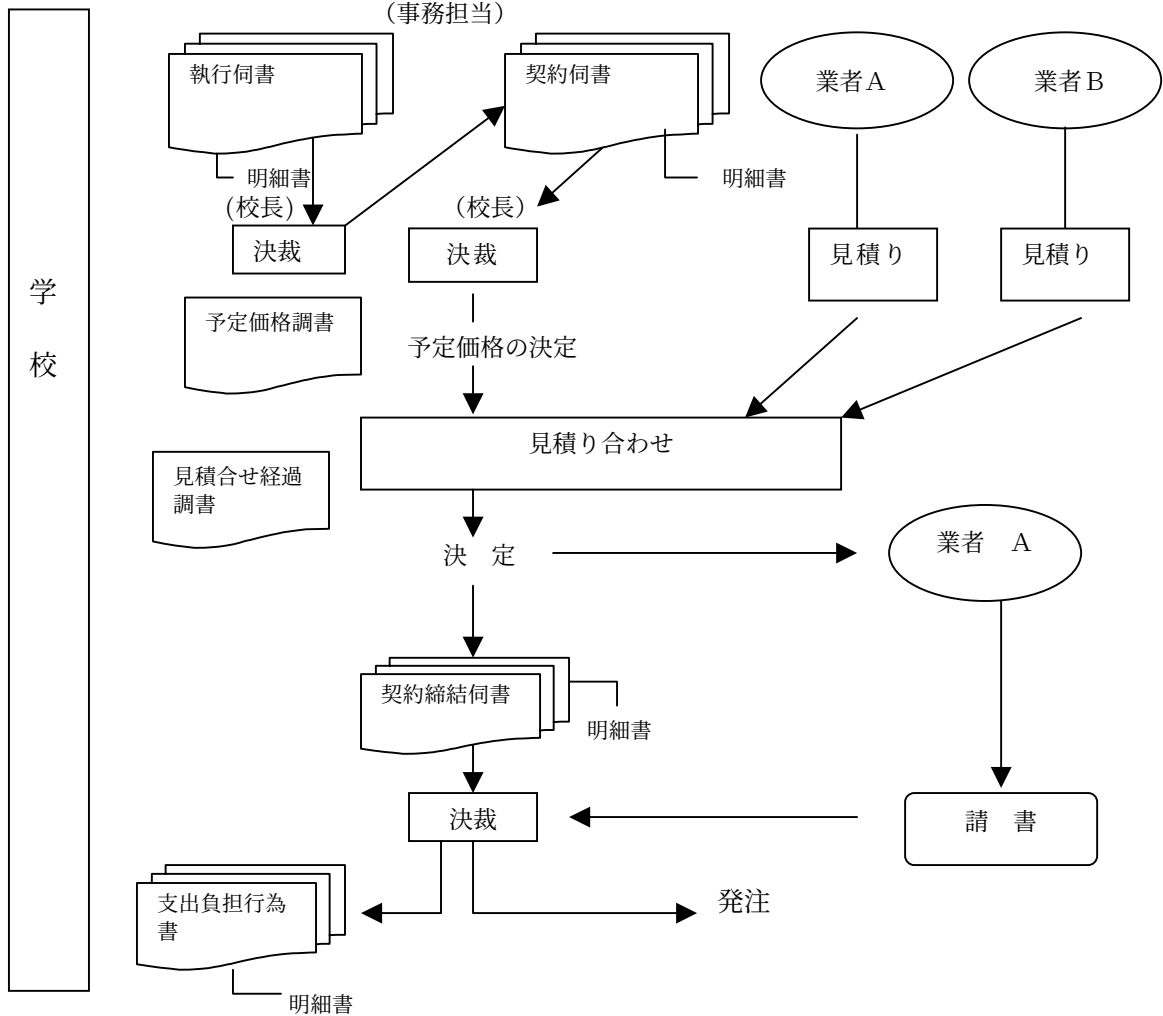
(i) 手続の主な流れ（フローチャート図）

A 消耗品費 ～単価契約のケース～

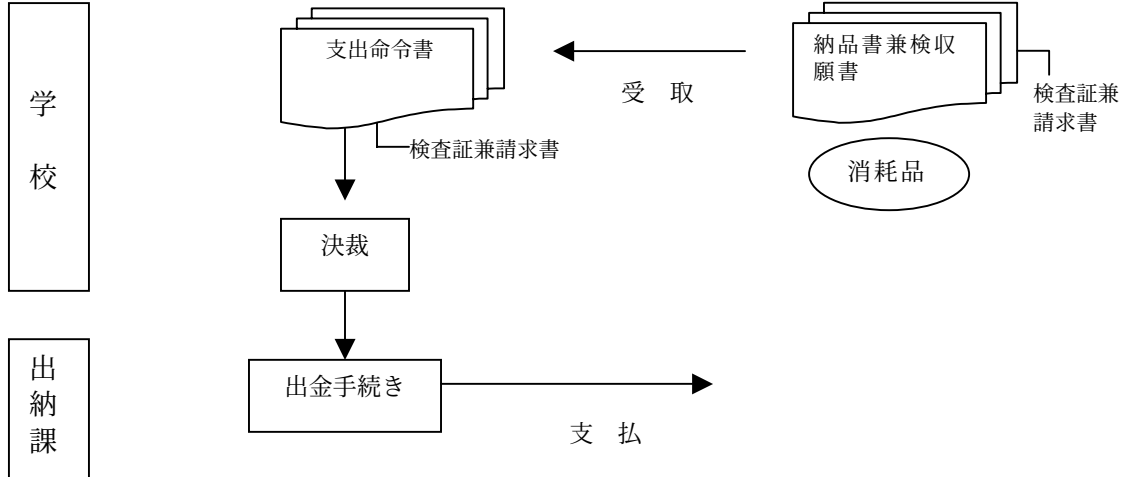


B 消耗品費 ～随意契約～

<発注>

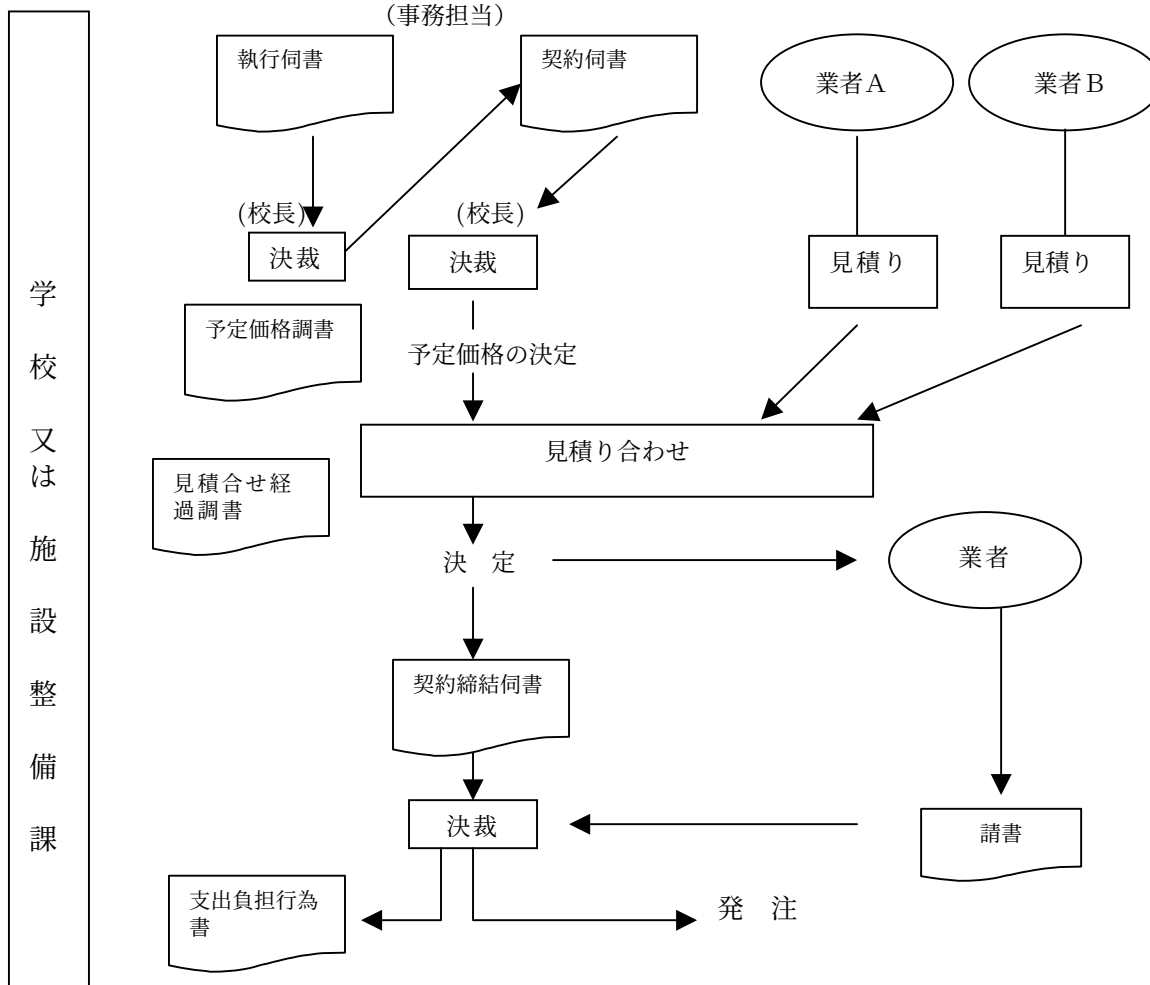


<納入・支払>

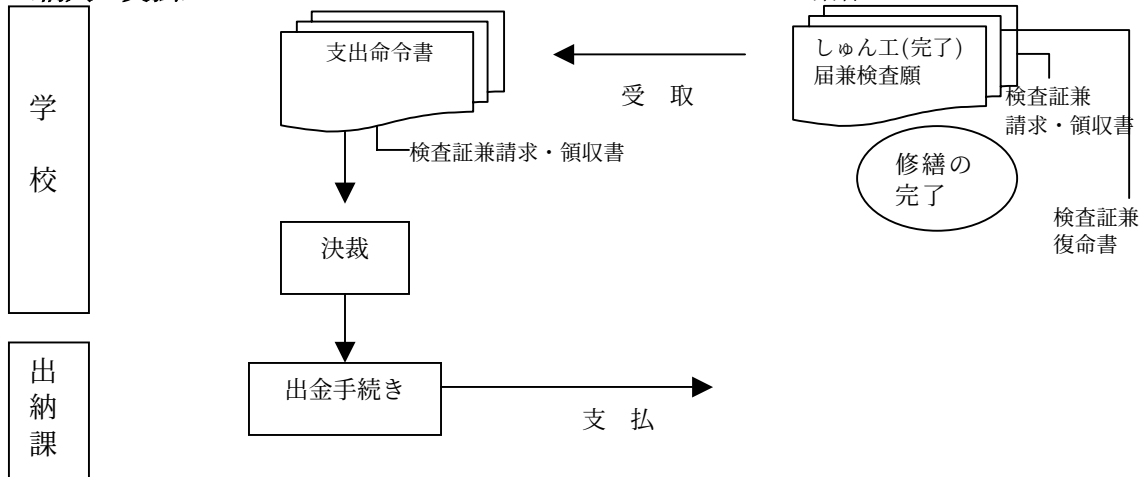


C 修繕料

<発注>



<納入・支払>



(エ) 財務会計システムの概要

八王子市では平成 15 年 4 月 1 日より、新システムとして、財務会計システムを導入している。

財務会計システムは、前述したような物品の購入や修繕について、執行何から支払いまでの一連の手続きについてシステム化したものであり、前述の書類のほとんどをシステム上で作成している。

ただし、『4. 意見 ②書類の簡略化について』（41 頁参照）においても記載しているように、電子承認の機能を有していないというシステム上の理由から、システム上作成された書類をそれぞれ紙に印刷し、書面にて校長等の承認を行い、書類を保存しなければならない。そのためシステム化されたにもかかわらず大量の書類を印刷・保存することになってしまっているのが現状である。

(2) 防災課の需用費のうち消耗品費及び修繕料に関する財務事務の執行について

① 防災課における需用費の概要

平成 15 年度の（款）消防費における需用費は 77,056 千円である。

需用費は目的別に非常備消防費（38,636 千円）・消防施設費（3,436 千円）・災害対策費（34,983 千円）の 3 項目に分かれており、各々消防担当・施設担当・防災担当の 3 つに担当が分かれている。

（款）消防費の需用費のうち、消耗品費及び修繕料の占める金額は以下のとおりである。

（単位：千円）

	消耗品費	修繕料	その他	計
非常備消防費 （うち法定車体点検）	13,963	15,513 (4,168)	9,159	38,636
消防施設費	—	3,436	—	3,436
災害対策費	30,676	3,509	796	34,983

② 予算執行手続き

（款）消防費における需用費は、防災課において予算執行される。

予算は、防災課の消防担当、施設担当、防災担当の各担当に割り当てられる。予算執行権限については、消耗品も修繕も予算の範囲内であればとくに金額的制約はない。

契約執行権限に関しては、消耗品の場合は、1 品あたりの単価が定価 1 万円未満で、かつ 1 伝票予定価格が 3 万円以下の場合は防災課の権限で契約を締結することができるが、これを超える場合はすべて契約課の権限となる。

修繕の場合は、1 件の予定価格が 50 万円以下の備品の修繕と、130 万円以下の備品以外の修繕の場合は、契約課と協議の上、防災課の権限で契約をすることができる。これらの権限規定はすべて各課に共通するものである。

平成 15 年度に財務会計システムが導入されたため、消耗品費及び修繕料の手続きに関しては、単価契約・随意契約ともに施設整備課と同様の流れとなっている。

2. 実施した監査手続の概要

(監査の視点)

- ① 購入及び支払手続は条例等に準拠しているか
- ② コスト意識をもって執行しているか
- ③ 消耗品の管理は条例等に準拠しているか

(主な監査手続の内容)

(1) 小中学校の需用費のうち消耗品費及び修繕料について

八王子市における小中学校数は、平成 15 年度では小学校で 70 校、中学校で 37 校である。これらの学校のうち、下記に記載の 4 校を選定し、関係資料すなわち支出負担行為一覧表、執行伺書、契約伺書、予定価格調書、見積書、発注書、請書、納品書、検査書類、支出負担行為書等を入手し、決裁者、日付、金額、内容等を確認し、また担当者への質問、消耗品の管理状況の観察、修繕箇所の観察等を実施して正確性、合規性、経済性等について検証した。

また、選定した 4 校に係る修繕料、消耗品費のほか、施設整備課契約による修繕料について、任意に抽出し、関係資料すなわち支出負担行為一覧表、執行伺書、契約伺書、予定価格調書、見積書、請書、検査書類、支出負担行為書等を入手し、決裁者、日付、金額、内容等を確認し、また担当者への質問等を実施して正確性、合規性、経済性等について検証した。

(選定校)

第十小学校
山田小学校
第七中学校
梶田中学校

以上の 4 校は、小学校 70 校、中学校 37 校の対象校の中から、需用費予算額の比較的大きい学校として、任意に抽出している。

(2) 防災課の需用費のうち消耗品費及び修繕料について

防災課の需用費に含まれる消耗品費及び修繕料のうち、比較的金額の大きい項目を母集団として支出負担行為一覧表を入手し、そのうち数件を任意に抽出し、関係資料すなわち消耗品であれば支出負担行為一覧表、執行伺書、契約伺書、予定価格調書、見積書、発注書、請書、納品書、検査書類、支出負担行為書等入手し、決裁者、日付、金額、内容等を確認した。また担当者への質問により正確性、合規性、経済性等について検証した。

また、修繕料についても同様に数件を任意に抽出し、関係資料すなわち支出負担行為一覧表、執行伺書、契約伺書、予定価格調書、見積書、請書、検査書類、支出負担行為書等入手し、決裁者、日付、金額、内容等を確認し、また担当者への質問等を実施して正確性、合規性、経済性等について検証した。

3. 監査の結果

監査の結果、監査手続の範囲においては、下記の事項を除き需用費のうち消耗品費及び修繕料に関する財務事務の執行については条例等に準拠して実施されていた。

(1) 小中学校の需用費のうち消耗品費について

指摘事項 ① 単価契約物品と類似した物品を随意契約としていることについて

(指摘事項の概要)

選定した4校の消耗品費<下表(B)>のうち、随意契約しているものの中からサンプルベースで抽出<下表(C)>し、当該購入品が単価契約物品と類似なものがないか検討した結果、規格等の違いを理由に、単価契約物品を選定せずに随意契約で購入した消耗品が散見された<下表(E)>。

≪小中学校費における消耗品費に関する指摘事項①の全体想定金額≫

(A)	小中学校費のうち学校で執行した消耗品費合計額	410,543,114 円
(B)	(A)のうち、選定した4校の随意契約による消耗品費合計額	12,822,306 円
(C)	(B)のうち、抽出した金額	294,615 円
(D)	抽出割合 $[(C) \div (B)]$	2.3%
(E)	抽出した金額(C)のうち、指摘事項の金額	38,475 円
(F)	指摘事項の金額/抽出金額 $[(E) \div (C)]$	13.1%
(G)	選定した4校の随意契約による消耗品費に占める指摘事項の推定金額 $[(B) \times (F)]$	1,679,722 円
(H)	消耗品費全体に占める指摘事項の推定金額 $[(A) \times \text{随意契約の率 } 65.7\% \times (F)]$	35,334,214 円

(注意) 上記の消耗品費全体に占める指摘事項の推定金額は、本報告書利用者の参考に資する目的で、消耗品費合計額、抽出金額及び指摘事項の金額をもとに算出した計算上の数値であり、仮に母集団全体を精査(全ての取引の監査)した場合に検出されるであろう指摘事項の金額とは異なるものであることに十分留意する必要がある。

なお、(H)に関しては、随意契約した総額の測定が、システム上算出困難なため、選定した4校の集計結果による随意契約割合(65.7%)を消耗品費総額に乗じることにより、推定している。

(指摘事項の説明)

(指摘事項の概要)に記載したように、単価契約物品と類似したものを、規格等の違いを理由に、単価契約物品を選定せずに随意契約で購入した消耗品が以下のように散見された。

(単位：円、金額は消費税込みの金額)

学校名	負担行為番号	摘要	金額
山田小学校	152336	ビニールテープ (他 2 件)	4,016
第十小学校	29179	マジックインキ細書 8 色 (他 2 件)	11,445
〃	169706	デスクマット	6,510
第七中学校	39760	木工ボンド (他 15 件)	92,557
〃	15704	クリヤーファイル	12,127

単価契約は、契約課において、ある程度のロット数量をもって業者と契約されているものであり、購入コストの軽減が図られているものである。従って、消耗品の購入に際しては、随意契約よりもより安く購入できる単価契約が推奨されているものである。

上記の消耗品に関しては、その類似品(規格等が異なるもの)が単価契約可能な物品としてリストアップされているにもかかわらず、規格等が異なること等を理由に、単価契約とはせずに随意契約で購入しているものであり、上記の事例に関して、実際購入品の購入単価と類似品の単価契約の単価とを比較すると、以下のような結果が得られた。

(単位：円、金額は消費税抜きの金額)

学校名	負担行為番号	品名	実際購入品	単価契約品
山田小学校	152336	ビニールテープ 15 個	(テープ幅 50mm) 3,825 (@255×15)	(テープ幅 20mm) 1,200 (@80×15)
第十小学校	29179	マジックインキ細書 8 色	(インク補充式) 9,880 (@760×13)	(使い捨て式) 5,720 (@440×13)
〃	〃	ビニールテープ 4 個	(テープ幅 50mm) 1,020 (@255×4)	(テープ幅 20mm) 320 (@80×4)
〃	169706	デスクマット	(1190×690mm) 6,200 (@6,200)	(1187×687mm) 3,000 (@3,000)
第七中学校	39760	木工ボンド 180 g 20 個	(速乾用) 6,000 (@300×20)	(一般用) 2,900 (@145×20)
〃	15704	クリヤーファイル	(B4 サイズ) 11,550 (@1,050×11)	(A4 サイズ) 2,640 (@240×11)

この表のとおり、規格等の違いがあるとはいえ、随意契約による実際単価に比べると、単価契約上の単価は、明らかに廉価となっている。

消耗品を購入する際、単価契約による経済的メリットを考慮してもなお、随意契約により規格等の違う消耗品を購入しなければならなかったのか、また、単価契約品にて代替することが不可能であったのか、甚だ疑問が残るところである。

例えば、デスクマットに関して言えば、サイズが違うとはいえ、ほぼ同様のサイズであり、単価契約による経済的メリットを優先させるべきであったと考えられる。また、木工用ボンドに関しても、速乾用と一般用の違いこそあるが、単価契約による経済的メリットを考慮してもなお、随意契約により購入しなければならない消耗品であったとは思えない。授業に差し支えるようであれば、単価契約に移行すべきと考えられる。

単価契約により代替可能にもかかわらず、それを行わなかったことにより生じる実際購入金額と単価契約金額との差額は、いわば八王子市の損失（無駄な支出）として捉えることができる。

かかる損失を防止するためには、今後、単価契約により代替可能な消耗品に関して、単価契約の徹底化を図るべきであり、単価契約物品の品目、種類を更に広げる必要がある。

なお、施設整備課では、平成 16 年度において学校用単価契約物品を 17 品目増やしており、平成 17 年度についても、教育総務課との協議に基づき品目を増加させる予定であるとの説明を受けているが、可能な限り、単価契約品目を増やし、運用の徹底を図るべきである。

指摘事項 ② 年度末付近における消耗品の購入について

(指摘事項の概要)

選定した 4 校の消耗品費＜下表（B）＞に関して、3 月から 4 月において支出された消耗品費の内容について確認したところ、他の月に比べて当該月における支出が多額であるものが散見された＜下表（C）＞。

＜小中学校費における消耗品費に関する指摘事項②の全体想定金額＞

(A)	小中学校費のうち学校で執行した消耗品費合計額	410,543,114 円
(B)	(A)のうち、選定した 4 校の消耗品費合計額	19,507,062 円
(C)	指摘事項の金額	805,332 円
(D)	指摘事項の金額／抽出金額 【(C)÷(B)】	4.1%
(E)	消耗品費全体に占める指摘事項の推定金額 【(A)×(D)】	16,832,268 円

（注意）上記の消耗品費全体に占める指摘事項の推定金額は、本報告書利用者の参考に資する目的で、消耗品費合計額、選定 4 校の消耗品費及び指摘事項の金額をもとに算出した計算上の数値であり、仮に母集団全体を精査（全ての取引の監査）した場合に検出されるであろう指摘事項の金額とは異なるものであることに十分留意する必要がある。

(指摘事項の説明)

（指摘事項の概要）に記載したように、消耗品について、年度末付近に集中して購入しているものが次表のように散見された。

(単位：円、金額は消費税込みの金額)

学校名	支出日	摘要	金額
山田小学校	H16/3/4	教室カーテン	50,400
〃	〃	色画用紙	26,664
〃	H16/4/7	教室カーテン	94,500
〃	H16/4/20	色紙	80,750
第十小学校	H16/3/25	東芝コピーキット	73,500
〃	H16/4/5	〃	73,500
〃	H16/4/19	色画用紙	62,448
第七中学校	H16/2/4	リソグラフィンク	87,150
〃	H16/4/1	〃	74,550
〃	H16/4/8	〃	28,350
〃	H16/4/7	再生紙	153,520

かかる品目に関して、次のように 3 月～4 月における支出額とそれ以外の月における支出額とを比較した結果、3 月～4 月における支出額が、他の月と比べ多額であった。

(単位：円、金額は消費税込みの金額)

学校名	摘要	平成 15 年 5 月～ 平成 16 年 2 月 支出額	月平均	平成 16 年 3 月 ～4 月支出額
山田小学校	カーテン	25,200	2,520	144,900
〃	色紙、色画用紙	112,268	11,227	107,414
第十小学校	東芝コピーキット	294,000	29,400	147,000
〃	色画用紙	123,485	12,349	62,448
第七中学校	リソグラフィンク	187,950	18,895	190,050
〃	再生紙	331,590	33,159	155,966

この表のように 3 月～4 月における支出額が、他の月と比べ多額となっている。

3 月～4 月にかけては、卒業式や新年度用の資料の作成、クラブ活動や学年単位での文集等の作成など、学校行事が増えることにより消耗品費が増加する側面もあると考えられるが、いずれの学校に関しても予算消化率がほぼ 100%に近い状況にあり、また、前表のように 3 月～4 月の支出額が極端に大きい状況を鑑みると、予算消化的な側面もあるものと考えられる。

割り当てられる予算は、消化するために設定されるのではなく、その必要性、効率性、緊急性等を考慮して利用されるべきものである。

駆け込み的な側面のある消耗品の購入は、かかる予算執行の基本的な配慮に欠けるものであり、予算消化的な購入に対してのチェック機能を強化させていく必要がある。

学校での消耗品の購入分については、学校長に執行権限があり規則上、施設整備課には決裁権限がなく、チェック機能はない。

消耗品を購入後、学校にて作成された支払命令書は、書類の送付の運用上として施設整備課が取りまとめて出納課に回しているが、その際、当該購入に関する必要性、効率性、緊急性等をチェックしているとのことである。従って、購入後の事後的なチェックであり、購入前の事前チェックはない。

また、施設整備課においては消耗品の購入に際し、個々の学校の在庫状況、必要数量の把握など学校現場の必要性に関する判断ができない状況にある。

今後は、消耗品の購入に際し、学校の予算執行が適切に行われるよう、学校長などに対する指導、監督を強化することが必要であると考えられる。

指摘事項 ③ 一者随意契約について

(指摘事項の概要)

選定した 4 校の消耗品費＜下表（B）＞のうち、サンプルベースで抽出＜下表（C）＞し、随意契約において複数見積りを実施しているかどうかを確認した結果、複数見積りを実施せず、特定の業者と一者随意契約を行っているケースが散見された＜下表（E）＞。

＜小中学校費における消耗品費に関する指摘事項③の全体想定金額＞

(A)	小中学校費のうち学校で執行した消耗品費合計額	410,543,114 円
(B)	(A)のうち、選定した 4 校の消耗品費合計額	19,507,062 円
(C)	(B)のうち、抽出した金額	2,769,040 円
(D)	抽出割合 $[(C) \div (B)]$	14.2%
(E)	指摘事項の金額	229,463 円
(F)	指摘事項の金額／抽出金額 $[(E) \div (C)]$	8.3%
(G)	選定した 4 校の消耗品費に占める指摘事項の推定金額 $[(B) \times (F)]$	1,619,086 円
(H)	消耗品費全体に占める指摘事項の推定金額 $[(A) \times (F)]$	34,075,078 円

(注意) 上記の消耗品費全体に占める指摘事項の推定金額は、本報告書利用者の参考に資する目的で、消耗品費合計額、抽出金額及び指摘事項の金額をもとに算出した計算上の数値であり、仮に母集団全体を精査（全ての取引の監査）した場合に検出されるであろう指摘事項の金額とは異なるものであることに十分留意する必要がある。

(指摘事項の説明)

往査対象とした学校全てにおいて、執行予定価格が 30,000 円以下の契約に関しては、随意契約とする場合に、複数の業者から見積書を入手し業者を選定するのではなく、特定の業者に対して直接発注を行っているケースが、次表のように散見された。

(単位：円、金額は消費税込みの金額)

学校名	負担行為日付	品名	金額
山田小学校	H15/4/8	教室カーテン	25,200
〃	H15/5/13	レースカーテン	12,600
第十小学校	H15/7/1	C D - R 他 2 件	8,522
第七中学校	H15/6/5	ビデオ 洋食のマナー(他 1 件)	28,650
〃	H15/11/17	バスケットボール(他 1 件)	7,187
〃	H15/11/17	卓球ネットサイド紐(他 2 件)	3,486
〃	H15/11/17	テニスグリップ	2,688
〃	H16/2/25	徽章 胡蝶蘭	15,120
〃	H16/2/27	パンジー(他 5 件)	19,740
梶田中学校	H15/8/27	ビデオソフト(他 3 件)	26,491
〃	H15/8/27	D V D ソフト	25,032
〃	H15/8/27	シリコンクロス(他 2 件)	8,694
〃	H16/2/9	リソグラフィンク(他 1 件)	26,985
〃	H16/2/25	徽章 胡蝶蘭	19,068

30,000 円以下の場合、『契約した業者の見積書のみを保存し、他の業者の見積りはその金額をメモとして記載する』といった運用マニュアル(学校用)があるが、その運用の徹底が図られておらず、学校側で、『30,000 円以下の場合には一者随意契約でも良い』との誤った認識のもと、複数の業者との見積り合せを実施せずに、一者随意契約にて予算執行が行われていた。

抽出した 30,000 円以下の契約に関しては、全て一者随意契約となっており、運用マニュアルの準拠徹底が図られていなかったことは問題である。金額の大小に係らず、随意契約を行うのであれば、複数の業者から見積書を入手し、業者を選定すべきであり、運用マニュアルの周知徹底を図る必要がある。

また、一者随意契約において特定業者を選定する際、各契約担当者が、地域性や取引実績等を考慮して選定することではあるが、特定業者の選定過程が不透明な状況にある点も問題がある。

「八王子市契約事務規則」上、随意契約する際は、『なるべく二人以上から見積書を徴さなければならない。』（第 43 条）とされている。

このように、八王子市の規則上、随意契約の際の複数見積りの規定が、あいまいな表現になっており、また、運用マニュアル上も複数見積りを原則としつつも 30,000 円以下の場合には契約した業者の見積書のみを保存し、他の業者の見積りはその金額をメモとして記載するといった簡便的な措置が、学校担当者の誤解を生じさせる一つの原因となった。さらに、施設整備課及び教育総務課による、学校の契約事務の管理・把握が不十分であったことが、こうした誤解を今日まで存在させたものと考えられる。

今後は、例えば、いくら以下の金額であれば、一者随意契約でも良いとする規則、あるいは一者随意契約を行うのであれば、それ相当の合理的な理由を整備させ、また特定業者の選定過程を明確にさせる等といったことを定め、合理性と合法性を兼ね備えた運用を図っていく必要がある。

指摘事項 ④ 消耗品の分割購入について

(指摘事項の概要)

選定した 4 校の消耗品費＜下表（B）＞のうち、サンプルベースで抽出＜下表（C）＞し、所定の事務手続が運用されているかを確認した結果、事務手続を意図的に簡素化する目的で、同一の品目を複数回に分けて購入していると考えられるケースが散見された＜下表（E）＞。

＜小中学校費における消耗品費に関する指摘事項④の全体想定金額＞

(A)	小中学校費のうち学校で執行した消耗品費合計額	410,543,114 円
(B)	(A)のうち、選定した 4 校の消耗品費合計額	19,507,062 円
(C)	(B)のうち、抽出した金額	2,769,040 円
(D)	抽出割合 【(C)÷(B)】	14.2%
(E)	指摘事項の金額	350,700 円
(F)	指摘事項の金額／抽出金額の割合 【(E)÷(C)】	12.7%
(G)	選定した 4 校の消耗品費に占める指摘事項の推定金額 【(B)×(F)】	2,477,397 円
(H)	消耗品費全体に占める指摘事項の推定金額 【(A)×(F)】	52,138,975 円

(注意) 上記の消耗品費全体に占める指摘事項の推定金額は、本報告書利用者の参考に資する目的で、消耗品費合計額、抽出金額及び指摘事項の金額をもとに算出した計算上の数値であり、仮に母集団全体を精査（全ての取引の監査）した場合に検出されるであろう指摘事項の金額とは異なるものであることに十分留意する必要がある。

(指摘事項の説明)

同一の品目を複数回に分けて購入している事例が下記のように散見された。

(単位：円、金額は消費税込みの金額)

学校名	負担行為日付	品名	金額
山田小学校	H15/4/8	教室カーテン	25,200
〃	H16/2/3	〃	50,400
〃	H16/3/8	〃	94,500
〃	H15/4/15	体育館 2 F 暗幕他 1 件	90,300
〃	H15/5/2	体育館 2 F 暗幕他 1 件	90,300

例えば、コピー用紙やインクのように、その都度発注する必要のあるものに関しては、特段問題は無いが、例えば、カーテンや暗幕といった、その都度発注する必要性の薄いものに関しては、一括して購入の方が単価が安くなる可能性もあり、合理的な場合があると考えられる。

消耗品費に関しては、1 件の予定価格が 10 万円以下の場合、学校契約によることが可能となるが、10 万円を超えた場合、施設整備課と合議した上で、教育総務課へ契約依頼を行うこととなる。10 万円を超えると、事務手続に一定の煩雑さと時間を要するため、分割して発注する必要性が低いものに関しても、分割購入してしまうインセンティブが働くものと考えられる。

いずれにしても、事務手続の煩雑化を回避することを意図して、安易に発注を分割する行為には問題があり、その都度発注する必要性の薄いものに関しては、一括購入による購入コスト軽減等の経済性を考慮する必要があると考えられる。

指摘事項 ⑤ 予定価格調書の作成について

随意契約を行う場合、予定価格調書を作成し、予定価格を定めることが求められているが、当該調書の作成が全くなされていなかった。

随意契約を実施している以上は、八王子市契約事務規則に従い作成するべきである。

なお、平成 16 年度より、予定価格調書を作成するよう各学校に対して指導済みとのことである。

(2) 小中学校の需用費のうち修繕料について

指摘事項 ①本来一つの修繕行為とすべきものを2つ以上に分割し、金額基準による諸規定の実質的な回避が行われているものについて

(指摘事項の概要)

小中学校の修繕料<下表(A)>のうち、選定した4校の修繕料全件及び選定した4校以外の任意に抽出した施設整備課契約の修繕料<下表(B)>について、所定の事務手続が運用されているかを確認した結果、本来であれば、130万円超の一つの契約として、指名競争入札による契約手続に拠らねばならないような修繕行為を、指名競争入札による契約手続を回避するかのようにより130万円以下の修繕として、随意契約により発注しているケースが散見された<下表(D)>。

《小中学校費における修繕料に関する指摘事項①の全体想定金額》

(A)	小中学校費のうち修繕料合計額	337,925,456 円
(B)	抽出した金額	46,387,129 円
(C)	抽出割合	13.7%
(D)	指摘事項の金額	22,711,247 円
(E)	指摘事項の金額／抽出金額の割合 $[(D) \div (B)]$	49.0%
(F)	修繕料全体に占める指摘事項の推定金額 $[(A) \times (E)]$	165,583,473 円

(注意) 上記の修繕料全体に占める指摘事項の推定金額は、本報告書利用者の参考に資する目的で、修繕料合計額、抽出金額及び指摘事項の金額をもとに算出した計算上の数値であり、仮に母集団全体を精査(全ての取引の監査)した場合に検出されるであろう指摘事項の金額とは異なるものであることに十分留意する必要がある。

なお、(B)に関しては、選定4校の無作為抽出の他、選定4校以外の取引に関して、ある程度の状況を考慮した上での抽出を行っている。従って、完全に無作為による抽出を行っていれば、(E)及び(F)の数値は大きく変動する可能性もある点にも留意する必要がある。

(指摘事項の説明)

任意に抽出した、修繕料の施設整備課契約に関して、本来であれば、130万円超の一つの契約として、指名競争入札による契約手続に拠らねばならないような修繕行為を、指名競争入札による契約手続を回避するかのようにより130万円以下の修繕として、随意契約により発注している事例が次のように散見された。

(単位：円、金額は消費税込みの金額)

学校名	負担行為日付	修繕内容	金額	業者	説明
船田小学校	H15/6/2	プールサイド床モルタル修繕	1,061,970	A 社	プールサイドの一連の修繕であり、業者も同一である。日付も連続しており、本来一つの修繕行為として扱うべきものであったと考えられる。合計すると 130 万円を超えるため、一体の修繕として扱い、指名競争入札によるべきと考えられる。
船田小学校	H15/6/6	プールサイドビニルシート修繕	1,258,530	A 社	
A 社合計金額			2,320,500		
城山小学校	H16/2/16	南校舎階段その他塗装修繕	997,500	B 社	修繕箇所は異なるものの、階段塗装という同一内容の修繕であり、業者も同一である。日付も連続しており、本来一つの修繕行為として扱うべきものであったと考えられる。合計すると 130 万円を超えるため、一体の修繕として扱い、指名競争入札によるべきと考えられる。
城山小学校	H16/2/27	北校舎東側階段塗装修繕	938,700	B 社	
城山小学校	H16/3/18	北校舎西側階段塗装修繕	938,700	B 社	
B 社合計金額			2,874,900		
美山小学校	H16/3/3	郷土資料室修繕	924,000	C 社	郷土資料室の一連の修繕であり、業者も同一である。日付も連続しており、本来一つの修繕行為として扱うべきものであったと考えられる。合計すると 130 万円を超えるため、一体の修繕として扱い、指名競争入札によるべきと考えられる。
美山小学校	H16/3/10	郷土資料室建具修繕	373,800	C 社	
美山小学校	H16/3/17	郷土資料室換気扇修繕	107,520	C 社	
C 社合計金額			1,405,320		
美山小学校	H16/3/3	昇降口東側ドア修繕	656,985	C 社	修繕箇所は異なるものの、昇降口のドア修繕という同一内容の修繕であり、業者も同一である。日付も連続しており、本来一つの修繕行為として扱うべきものであったと考えられる。合計すると 130 万円を超えるため、一体の修繕として扱い、指名競争入札によるべきと考えられる。
美山小学校	H16/3/10	昇降口西側ドア修繕	699,405	C 社	
C 社合計金額			1,356,390		

檜原 小学校	H15/6/5	プール塗裝修繕	1,266,615	D 社	修繕箇所は異なるものの、プールの塗装という同一内容の修繕であり、業者も同一である。日付も連続しており、本来一つの修繕行為として扱うべきものであったと考えられる。
檜原 小学校	H15/6/11	小プールその他塗裝修繕	288,760	D 社	合計すると 130 万円を超えるため、一体の修繕として扱い、指名競争入札によるべきと考えられる。
D 社合計金額			1,555,375		
長沼 小学校	H15/5/22	大プール(銅板)塗裝修繕	988,575	E 社	修繕箇所は異なるものの、プールの塗装という同一内容の修繕であり、業者も同一である。日付も連続しており、本来一つの修繕行為として扱うべきものであったと考えられる。合計すると 130 万円を超えるため、一体の修繕として扱い、指名競争入札によるべきと考えられる。
長沼 小学校	H15/5/29	大プール(銅板)塗裝修繕	985,320	E 社	
長沼 小学校	H15/6/4	小プール(銅板)塗裝修繕	346,500	E 社	
E 社合計金額			2,320,395		
東浅川 小学校	H16/2/12	防球フェンス塗裝修繕	1,207,500	F 社	防球フェンスの一連の修繕であり、業者も同一である。日付も連続しており、本来一つの修繕行為として扱うべきものであったと考えられる。合計すると 130 万円を超えるため、一体の修繕として扱い、指名競争入札によるべきと考えられる。
東浅川 小学校	H16/2/25	防球フェンス修繕	903,000	F 社	
F 社合計金額			2,110,500		
鹿島 小学校	H15/5/14	大プール内面塗裝修繕	1,209,600	G 社	修繕箇所は異なるものの、プールの塗装という同一内容の修繕であり、業者も同一である。日付も連続しており、本来一つの修繕行為として扱うべきものであったと考えられる。合計すると 130 万円を超えるため、一体の修繕として扱い、指名競争入札によるべきと考えられる。
鹿島 小学校	H15/5/21	小プール内面塗裝修繕	323,400	G 社	
G 社合計金額			1,533,000		
松が谷 小学校	H15/5/14	プール床面塗裝修繕	881,370	H 社	修繕箇所は異なるものの、プールの塗装という同一内容の修繕であり、業者も同一である。日付も連続しており、本来一つの修繕行為として扱うべきものであったと考えられる。合計すると 130 万円を超えるため、一体の修繕として扱い、指名競争入札によるべきと考えられる。
松が谷 小学校	H15/5/21	プール側面塗裝修繕	430,815	H 社	
松が谷 小学校	H15/5/28	小プール塗裝修繕	305,340	H 社	
H 社合計金額			1,617,525		

第一中学校	H15/12/11	二号館南側窓枠修繕	548,100	I 社	修繕箇所は異なるものの、窓枠の修繕という同一内容の修繕であり、業者も同一である。日付も連続しており、本来一つの修繕行為として扱うべきものであったと考えられる。合計すると 130 万円を超えるため、一体の修繕として扱い、指名競争入札によるべきと考えられる。
第一中学校	H16/1/20	二号館北側窓枠修繕	556,500	I 社	
第一中学校	H16/2/10	一号館窓枠修繕	363,300	I 社	
第一中学校	H16/3/18	一・二号館窓枠修繕	108,150	I 社	
I 社合計金額			1,576,050		
第一中学校	H16/3/2	1F トイレ修繕	897,750	J 社	修繕箇所は異なるものの、トイレの修繕という同一内容の修繕であり、業者も同一である。日付も連続しており、本来一つの修繕行為として扱うべきものであったと考えられる。合計すると 130 万円を超えるため、一体の修繕として扱い、指名競争入札によるべきと考えられる。
第一中学校	H16/3/9	2F トイレ修繕	887,250	J 社	
J 社合計金額			1,785,000		
松が谷中学校	H15/8/21	2 階廊下修繕	1,291,710	K 社	廊下の一連の修繕であり、業者も同一である。日付こそ連続してはいないが、一連の工程を分割したものであり、本来一つの修繕行為として扱うべきものであったと考えられる。合計すると 130 万円を超えるため、一体の修繕として扱い、指名競争入札によるべきと考えられる。
松が谷中学校	H15/10/10	2 階廊下修繕	964,582	K 社	
K 社合計金額			2,256,292		

前述の通り、八王子市契約事務規則第 42 条によれば、1 件あたり 130 万円超の修繕に関しては、随意契約ではなく、指名競争入札による契約手続をとる必要がある。

指名競争入札による場合、工事等担当所管（財務部建築課・道路事業部建設課）に設計を依頼し修繕を行う必要があるが、その場合は年度当初に依頼しなければならない（年度途中の依頼では早急に対応ができない）といった実務上の理由から、随意契約による場合に比して、より現場施工までに長期の時間を要するとのことである。

従って、130 万円を超える修繕となる場合、学校現場での対応を優先するため、工事等担当所管の設計等を長期に待てる時間的余裕がなく、契約行為を意図的に分割することにより、より簡易な随意契約という契約手続をとってしまうインセンティブが働くものと考えられる。

しかし、特定の業者と随意契約することを意図して契約を分割するような行為は、諸規定の形式的な運用のみを図ったものであり、根本的な合規性違反にあたるものである。

また、かかる行為が常態化している状況は、指名競争入札による業者の参加機会を阻害するものであり、また、幅広い業者の参加機会を与えることにより、コストを抑えることを期待する指名競争入札制度の趣旨に反するものでもある。特定業者との癒着との誤解を受けないためにも、所定の手続の徹底が必要と考える。

このような指名競争入札のメリットを鑑みると、事務負担の安易な軽減化を図るような上記の行為は、許されるべきものではない。

指摘事項 ② 一者随意契約について

(指摘事項の概要)

小中学校の修繕料＜下表（A）＞のうち、選定した 4 校の修繕料全件＜下表（B）＞について、契約時に複数の業者から見積書を入手しているか確認した結果、随意契約において複数見積りを実施せず、特定の業者と一者随意契約を行っているケースが散見された＜下表（D）＞。

＜小中学校費における修繕料に関する指摘事項②の全体想定金額＞

(A)	小中学校費のうち修繕料合計額	337,925,456 円
(B)	抽出した金額（選定 4 校の修繕料全件）	16,344,782 円
(C)	抽出割合	4.8%
(D)	指摘事項の金額	1,132,509 円
(E)	指摘事項の金額／抽出金額の割合 【(D)÷(B)】	6.9%
(F)	修繕料全体に占める指摘事項の推定金額 【(A)×(E)】	23,316,856 円

（注意）上記の修繕料全体に占める指摘事項の推定金額は、本報告書利用者の参考に資する目的で、修繕料合計額、抽出金額及び指摘事項の金額をもとに算出した計算上の数値であり、仮に母集団全体を精査（全ての取引の監査）した場合に検出されるであろう指摘事項の金額とは異なるものであることに十分留意する必要がある。

(指摘事項の説明)

修繕料に係る学校契約及び施設整備課契約について、執行予定価格が 50,000 円以下の契約に関して、随意契約としているが、選定した 4 校の修繕料に関して、次表＜一者随意契約ケース①＞のように、複数の業者から見積書を入手し業者を選定するのではなく、特定の業者に対して直接発注を行っているケースが散見された。

《一者随意契約ケース①》

(単位：円、金額は消費税込みの金額)

学校名	負担行為日付	修繕内容	金額
山田小学校 (学校契約)	H15/5/30	スピーカ配線修繕	50,400
〃	H16/1/16	体育館屋外污水管つまり修繕	36,750
〃	H16/1/22	屋外投光器修繕	13,629
第十小学校 (施設整備課契約)	H15/8/28	校庭東側フェンス柱外修繕	49,980
〃	H15/12/18	屋外給水設備修繕	15,750
〃	H15/12/18	遊具修繕	32,550
〃	H16/1/9	屋外灯タイマー取替修繕	12,495
〃	H16/2/19	バルブ修繕	22,680
〃	H16/3/19	水抜きバルブ修繕	42,000
第十小学校 (学校契約)	H15/5/26	プール施設ドアノブ等修繕	28,875
〃	H15/5/19	プール足洗い場修繕	31,500
〃	H15/10/2	体育館床板等修繕	46,200
〃	H15/10/30	排水桝修繕	26,775
第七中学校 (施設整備課契約)	H15/12/25	西側暖房機バーナー修繕	3,990
第七中学校 (学校契約)	H15/6/25	心の教室用電話機配線修繕	12,600
〃	H15/9/5	昇降口ガラス修繕	18,900
〃	H15/10/10	男子トイレ小便器修繕	44,625
〃	H16/1/8	保健室空調機修繕	25,725
〃	H16/1/28	保健室出入口引戸鍵修繕	17,850
桐田中学校 (学校契約)	H15/5/21	保健室給排水設備修繕	49,875
〃	H15/9/12	体育館コンセント修繕	19,950
〃	H16/1/28	体育館他コンセント修繕	19,950
〃	H16/1/30	窓調整修繕	9,660

また、選定した4校の修繕料に関して、下記《一者随意契約ケース②》のように設備等の保守点検業務を特定の業者に委託している場合、その対象となる保守点検設備に関して修繕が発生した際、複数の業者から見積書を入力し業者を選定するのではなく、当該保守点検委託業者に対して直接発注を行っているケースが散見された。

《一者随意契約ケース②》

(単位：円、金額は消費税込みの金額)

学校名	負担行為日付	修繕内容	金額
第十小学校 (施設整備課契約)	H15/7/16	消防用設備修繕	131,250
〃	H15/9/9	防災用設備修繕	131,250
〃	H15/9/4	ろ過機修繕	100,800
〃	H16/3/19	重油タンク修繕	136,500

一者随意契約ケース①に関しては、50,000円以下の簡易な修繕については、業者の見積りに要する経費や、現場での緊急性により、従前から、市内指名業者の中から、一者随意契約による予算執行が行われていた。また、一者随意契約ケース②に関しても同様に、設備等の保守点検業務を特定の業者に委託している場合には、その対象設備の修繕が発生した際は当該委託業者に対して直接発注することにより予算執行が行われていた。

また、特に一者随意契約ケース①に関しては、特定業者を選定する際、各契約担当者が、地域性や取引実績等を考慮して選定することではあるが、特定業者の選定過程が不透明な状況にある点も問題がある。

消耗品費の指摘事項 ③ 「随意契約について」(23頁参照)において記載したのと同様、今後は、例えば、いくら以下の金額であれば、一者随意契約でも良いとする規則、あるいは一者随意契約を行うのであれば、それ相当の合理的な理由を整備させ、また特定業者の選定過程を明確にさせる等といったことを定め、規則にのっとった運用を図っていく必要がある。

指摘事項 ③ 修繕料と工事請負費の区分について

(指摘事項の概要)

小中学校の修繕料＜下表（Ａ）＞のうち、選定した４校の修繕料全件及び選定した４校以外の任意に抽出した施設整備課契約の修繕料＜下表（Ｂ）＞について、工事請負費との区別が適切になされているかについて確認した結果、修繕料として処理されているが、その工事の性質から修繕とは言いがたく、工事請負費的な性質の強いと考えられるケースが散見された＜下表（Ｄ）＞。

＜小中学校費における修繕料に関する指摘事項③の全体想定金額＞

(A)	小中学校費のうち修繕料合計額	337,925,456 円
(B)	抽出した金額	46,387,129 円
(C)	抽出割合	13.7%
(D)	指摘事項の金額	1,405,320 円
(E)	指摘事項の金額／抽出金額割合 【(D)÷(B)】	3.0%
(F)	修繕料全体に占める指摘事項の推定金額 【(A)×(E)】	10,137,767 円

(注意) 上記の修繕料全体に占める指摘事項の推定金額は、本報告書利用者の参考に資する目的で、修繕料合計額、抽出金額及び指摘事項の金額をもとに算出した計算上の数値であり、仮に母集団全体を精査（全ての取引の監査）した場合に検出されるであろう指摘事項の金額とは異なるものであることに十分留意する必要がある。

(指摘事項の説明)

修繕料として処理されている項目のうち、その工事の性質が修繕とは言いがたく、工事請負費的な性質の強い支出が以下のように散見された。

(単位：円、金額は消費税込みの金額)

学校名	負担行為 日付	修繕内容	金額	説明
美山 小学校	H16/3/3	郷土資料室修繕	924,000	もともと教材室であったものを郷土資料室として活用するための改修工事であり、単なる部品等の交換にはあらず、本来、修繕料ではなく、工事請負費として扱うべきものであると考えられる。
美山 小学校	H16/3/10	郷土資料室建具修繕	373,800	
美山 小学校	H16/3/17	郷土資料室換気扇修繕	107,520	

修繕料と工事請負費の具体的な区分が必ずしも法的に明確になっているわけではないが、八王子市では、改修や新設等については、「工事請負費」として扱い、部品の交換、既存設備の復旧等については、「修繕料」として扱うことを基本と

し、1 件の予定価格が 130 万円以下の修繕又は工事については、所管課において契約することができ、130 万円超のものについては、契約課契約となる。

なお、工事請負費とした場合、金額の大小に係らず、財務部建築課又は道路事業部建設課へ設計依頼を実施し、予定価格が 130 万円以下の場合は、原則所管課工事とし、130 万円超の場合は、契約課による競争入札による契約手続きを経ることになる。

競争入札による契約については、修繕・工事とも設計図を作成する等といった事務手続があり、随意契約による場合に比して、より現場施工までに長期の時間を要することが背景にあると考えられるが、修繕料及び工事請負費の区分は厳密になされるべきである。

4. 意見

① 法定車体点検の一者随意契約について

消防車等の法定車体点検（法定 6 ヶ月点検、12 ヶ月点検、24 ヶ月点検）については、一者随意契約となっている。（平成 15 年度の防災課の法定車体点検金額は、4,168 千円）

消防車の法定点検に関しては、管財課（車両管理事務所）において車種別・項目別に、市内の登録業者 24 社（平成 15 年度）の間で見積り合わせを実施し、平均金額以下の金額にて単価協定（協定参加業者は 22 社）を結び、単価契約に準じた状況にした上で、該当車両の車庫に地域的に近い業者を選定しているため、一者随意契約となっている。

これは、消防車両は緊急性を要するものであり、なるべく修繕期間を短くする必要があるという考え方に基づくものであるとの説明を受けた。

但し、基本整備料金は決められているが、点検結果に付随して発生する交換部品等の金額は、協定に基づくものではなく、点検業者の見積りにより決定されているものであり、複数見積りを原則とする随意契約の規則に反するものであると考えられる。

更に、協定を結んだ業者については、管財課の見積り合わせにより決定されているが、ここ数年入れ替えはほとんどなく、協定業者については長期にわたり固定化されている状態である。

消防という緊急性を要する業務においては、消防署・消防隊員と業者との信頼関係が必要であるが、あまりにも長期にわたり業者が固定されていると、消防車修理業者の新規参入を阻むことに繋がるものと考えられる。

また、長期にわたり業者が固定されることにより、競争原理による価格競争が阻害され、適正な整備料金の設定がゆがむ危険性も考えられる。特に、点検結果による交換部品等の金額は複数見積りを取っていないため、価格設定については客観性に乏しいと言える。

また、消防車の法定点検以外の修繕に関しても、購入元でなければ技術的に修繕できないとして、協定等が結ばれていないにもかかわらず、一者随意契約となってしまうケースが散見された。

消防隊員とのつながりや車両の状況の理解度、点検を行っている業者の責任等を重視し、法定点検を行っている業者に依頼する傾向にあるということであるが、こうした慣行に関しては、規定等による明確な裏付けがあるわけではなく、随意契約を行うのであれば、複数の業者から見積書入手し、業者を選定すべきである。

② 書類の簡略化について

消耗品ひとつ購入するにしても、作成すべき書類が極めて多い。

作成すべき書類には、「物品購入執行伺書」、「物品購入執行伺明細書」、「契約伺書」、「契約伺明細書」、「予定価格調書」、「見積合せ経過調書」、「契約締結伺書」、「契約締結伺明細書」、「見積書兼請書」、「支出負担行為書（物品）」、「支出負担行為書（物品）明細書」、「納品書兼検収願書」、「検査証兼請求書」、「支出命令書（物品）」などがあり、いずれも、紙を打出した上で、決裁を得る必要があるため、年間に膨大な書類数になっている。

現状では、財務会計システムを導入し、上記の書類をシステムの中で作成しているが、承認決裁行為を行う際、電子承認ではなく、書面による承認が行われているため、わざわざ、書類を打出す必要があり、消耗品ひとつ購入するにしても、上記のような多くの書類を紙として残している結果となっている。

消耗品のように比較的、金額が少額なものに関してまで、上記のような多様な書類を紙として保管することは、いかにも非経済的であり、保管すべき書類の省力化を図るべきであると考えられる。

例えば、現状行われている書面による承認決裁を行うのではなく、今後は電子承認制度を導入し、電子書類として保管する方法を検討すべきである。

また、書類の簡略化の一例として、「物品購入執行伺書」と「契約伺書」に関しては、記載内容はほとんど同一であり、事務手続の時系列により決裁する書類が異なるものであるため、それぞれ別個の書類として取扱うのではなく、同一の書類として、事務手続の時系列毎に決裁欄を加えることで代替するといった工夫も必要であると考えられる。

③ 消耗品の区分について（ＣＤやＤＶＤの管理について）

図書については、「図書機械器具の目録について、学校において帳簿を備えなければならない（学校教育法施行規則 第十五条 六）」とされており、帳簿による管理が求められている。ただし、帳簿の形式は学校教育法施行規則では特に定められておらず、学校の裁量に委ねられている。なお、八王子市では、専任の司書が配置されていないことから、図書の管理は、主に図書担当の教員が行っている。

ただし、八王子市では、音楽の教材等の教育教材として扱っているＣＤやＤＶＤに関して、消耗品費として取扱っているため、特に帳簿等による管理を行っていない。

選定した１校において、平成１５年度に購入したＤＶＤの所在について、現担当教員がその存在を把握していない状況にあった。この原因は担当教員の異動があり、現担当教員へのＤＶＤ等の引継ぎが行われなかったためで、のちの調査により、学校内に保管されていることが判明した。

ＣＤやＤＶＤは、

①繰り返し何度でも利用でき、消耗品というよりも図書と似た性質をもつこと

②帳簿等の管理を行わないと二重購入、紛失、盗難、横領の危険性もあり、結果として、予算を無駄に使うこともありうる

という性質を持つことから、図書と同様に帳簿等による管理が必要と考える。

④ 単価契約物品の一括発注等について

単価契約物品一括発注業務では、各学校において毎週火曜日までにデータを入力し決裁を得た伝票を、翌日の水曜日に施設整備課で取りまとめて発注を行っている。（学校教育部以外は契約課で取りまとめる。）現行の運用では、校長決裁がなされていることが取りまとめる前提条件になっていることから、施設整備課では、決裁の確認は行わずに取りまとめている。こうしたことから、一部で事後決裁になっていた事例もあった。

たとえ単価契約となる消耗品の購入といえども、決裁権限者の事前承認なしに予算執行を行うことは問題である。

財務会計システム上で前述のような運用ができることは問題であり、決裁行為の徹底を図るべきである。また、学校長等による承認がなされているか否かのチェック体制も構築すべきであり、例えば、学校長等による承認なしではデータ送信できないように、財務会計システムの改良を図ることも検討すべきである。

また、仮に契約執行権限を越えた契約（単価が 10 万円以上の購入）を学校側が結んでしまったとしても、その金額で入力が可能であり、財務会計システム上牽制機能が働くようになっていない。この点においても、運用面での問題ではあるが、財務会計システムの改良を図る余地があるといえる。

以 上